

保護者様

芦屋市立精道小学校  
校長木下新吾

## 緊急時の措置についてのお願い【要保管】

緊急時の対応につきましては、避難訓練や日常の学校生活の中で指導していきますが、ご家庭でも常日頃から話し合っていただき、学校・家庭を通して指導の徹底を図っていきたいと考えています。つきましては、下記の状況下にあるときの対応についてお知らせします。ご協力をお願いいたします。

### 緊急時・警報発令時の対応

#### 1 大規模地震発生時の措置（標高10m未満の小学校の対応）

##### (1) 児童が学校にいるとき

- ◎ 市教育委員会の指示に従い、学校長の判断によって安全かつ敏速な措置をとります。
- ◎ 震度5弱以上の地震発生の場合は、保護者の方に児童引き取りをお願いします。保護者の方のお迎えがあるまでは、学校で保護し続けます。

※震度5弱以上の地震で津波警報発令の場合は、児童は校舎の3階以上に避難させ、安全確保を優先します。（児童の引き渡しについては、津波警報が解除された後に安全を確認した上で行うこととします。）

※震度5弱以上の地震で大津波警報発令の場合は、本校児童の避難場所として市から指定されている山手中学校に避難する場合があります。（児童の引き渡しは上記と同様です。）  
但し、児童の移動が困難と判断した場合は、校舎3階に避難します。

※警報発令中にお迎えがありましても、注意報に引き下げられるまで児童と一緒に待機していただきます。

##### (2) 児童が登下校中のとき

###### **【児童の対応】**

- ◎ 倒壊、落下の危険のある建物や屋根の下から離れる。
- ◎ 揺れがおさまったら、できるだけ幅の広い道を通り、学校か家か安全な方に行く。  
(お子様とも話し合っておいてください)

##### (3) 児童が外出先や屋外にいるとき

###### **【児童の対応】**

- ◎ 倒壊、落下の危険のある建物や屋根の下から離れる。  
家に連絡し、家の人の指示に従う。連絡が取れないときは、緊急時の連絡場所に連絡する。  
(お子様とも話し合っておいてください)
  - ◎ 家庭で決めている避難場所へ行く。
- ※震度5弱以上の地震が発生した場合は、学校は休校とします。

## 2 「大雨・暴風・洪水・暴風雪・大雪警報及び特別警報」

## 発令時の措置

◎「芦屋市」は、「兵庫県全域」「兵庫県南部」「芦屋市」が該当します。

※ 「阪神」地域（三田市・猪名川町・宝塚市・川西市・伊丹市・尼崎市・西宮市・神戸市）に警報が発令されていても「芦屋市」に警報が発令されていない場合があります。「芦屋市」に警報が発令されていない場合は、通常通りの登校になります。

- (1) 午前7時の時点で、警報発令中の時 . . . . . **家庭待機**

(2) 午前9時現在で、警報が継続中のとき . . . . . **臨時休業**

(3) 午前9時までに、警報が解除されたとき . . . . 以下の通り

★7:00から8:00までに解除 ⇒ 8:45～9:00を中途に登校  
★8:00から9:00までに解除 ⇒ 9:45～10:00を中途に登校

※遅刻等の心配はしないで「**安全第一**」に行動させてください。

- ➡ 「警報発令および解除」については、状況によっては、学校からのお知らせが遅くなることも想定されます。午前7時の時点、及びそれ以降の気象情報に留意してください。
  - ➡ 「警報発令中にすでに登校している児童につきましては、気象状況等を判断し安全な措置をとります。
  - ➡ 気象は、局地的な変化をします。注意報の時点または警報解除後でも、自宅付近の状況を優先して対応してください。

#### 【児童が学校にいるときに警報が発令された場合】

- ◎ 市教育委員会の指示、学校長の判断によって安全を優先した措置をとります。
  - ※特に緊急または臨時の措置をとる場合のみ、学校からメール配信を利用して連絡します。
  - ※児童の安全確保上、学校への電話による問い合わせはお控えください。  
  - ◎ 状況によっては、安全を確認し、「学年下校」とする場合もあります。
  - ※「鍵を忘れた」等、下校させることができない児童は学校待機とします。  
  - ◎ 納食の実施については警報が発令された時刻、状況等に応じて、学校長が実施の有無を判断します。納食の実施の有無はメール配信にてお知らせいたします。